

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成14年11月20日	不動産番号	0530000097784
所在図番号	[余白]				
所在	鹿島郡神栖町大野原四丁目 182番地38			[余白]	
	神栖市大野原四丁目 182番地38			平成17年8月1日行政区画変更 平成17年8月30日登記	
家屋番号	182番地38				[余白]
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付(登記の日付)	
店舗 事務所 ホテル 機械室	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造陸屋根地 下2階付16階建	1階	2050	32	昭和47年4月30日新築
		2階	374	13	
		3階	2422	69	
		4階	2117	97	
		5階	1337	77	
		6階	1337	77	
		7階	1337	77	
		8階	1337	77	
		9階	796	12	
		10階	796	12	
		11階	796	12	
		12階	796	12	
		13階	796	12	
		14階	943	69	
		15階	388	12	
		16階	202	88	
		地下1階	336	0	
地下2階	4199	96			
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法律第57号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年11月20日	

表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付(登記の日付)
1	店舗	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	1階	741	[余白]
			2階	555	
			3階	460	
			4階	343	
2	更衣室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	131		[余白]
			50		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和47年9月30日 第13537号	所有者 鹿島郡神栖町大野原四丁目7番1号 鹿島郡開発株式会社 順位1番の登記を付記
	[余白]	[余白]	昭和63年法律第57号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年11月20日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和53年10月25日 第14338号	原因 昭和53年10月24日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引・手形債権・小切手債権 債務者 鹿島郡神栖市大野原4丁目1番5号 債権者 鹿島郡神栖市大野原4丁目1番5号 株式会社 常陽銀行 (取扱店 神栖支店) 共同担保 目録(第)8.8.5.2号 順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	昭和62年9月3日 第14913号	原因 昭和62年8月25日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引・手形債権・小切手債権 債務者 鹿島郡神栖市大野原4丁目1番5号 債権者 鹿島郡神栖市大野原4丁目1番5号 株式会社 日本長期信用銀行 根抵当権者 東京都千代田区大塚1-1-1 4号 株式会社 日本長期信用銀行 順位8番の登記を移記
3	2番根抵当権抹消	平成14年5月29日 第8631号	原因 平成14年5月16日解除 順位9番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法律第37号(即第2条第1項) の規定により移記 平成14年11月20日
4	1番根抵当権抹消	平成20年1月24日 第1334号	原因 平成20年1月23日解除

これは登記簿に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年4月17日
水戸地方方法務局鹿嶋支局

登記官

田家 静



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。